

## 和泉市行政不服審査会条例（素案）

### （設置）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、和泉市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### （担当事務）

第2条 審査会は、市長の諮問に応じて、法の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、行政不服審査に関する重要な事項について、調査、審議等を行い、市長に対して意見を具申することができる。

### （組織）

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （秘密保持義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （会長）

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### （専門委員）

第7条 審査会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### （会議）

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、行政不服審査担当部署において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年10月13日までとする。

理 由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、行政不服審査に関して調査又は審議を行うため、同法第81条第1項の規定に基づく附属機関として、和泉市行政不服審査会を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

[審査請求の事務の流れ]

